

奄美群島振興開発特別措置法・政令・規則対応表（奄美群島振興開発審議会関係規定）

奄美群島振興開発特別措置法

同 法 施 行 令

奄美群島振興開発審議会会議規則

第三章 奄美群島振興開発審議会

（奄美群島振興開発審議会の設置及び権限）  
**第三十九条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他奄美群島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、奄美群島の振興開発に関する重要事項につき、主務大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）  
**第四十条** 審議会は、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、国土交通大臣が任命する委員十一人以内で組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（審議会への報告）

**第四十一条** 主務大臣は、毎年、奄美群島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

（委員の任期）  
**第三条** 奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）の委員で、学識経験のある者のうちから任命されるものの任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（議事の手続）  
**第四条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。  
 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）  
**第五条** 審議会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関及び鹿児島県の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。  
 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（庶務）  
**第六条** 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。

（審議会の運営の細目）  
**第七条** 第三条から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（趣旨）  
**第一条** 奄美群島振興開発審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和29年政令第239号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議）  
**第二条** 審議会の会議の日時及び場所は、会長が定める。  
 2 審議会の会議を開催する場合には、会長は、委員に対し、あらかじめ会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（議長）  
**第三条** 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長が審議会にはかつて定める委員が副会長としてその職務を代理する。  
 3 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（発言）  
**第四条** 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

（意見聴取）  
**第五条** 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者を審議会の会議に出席させ又は意見を開陳させることができる。

（書面による議事）  
**第六条** 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもつて審議会の議決に代えることができる。

（議事の公開）

**第七条** 審議会の会議又は議事録は、公開するものとする。  
 2 前項の規定にかかわらず、特段の理由があるときは、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。この場合においては、非公開の理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（雑則）  
**第八条** この規則に定めない事項は、会長が定める。

附 則  
 この規則は、平成13年11月16日から施行する。